

平成30年第3回

小松市議会定例会議案

平成30年(2018年)9月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第64号	平成30年度小松市一般会計補正予算(第3号)……………	1
議案第65号	平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	7
議案第66号	平成30年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)……………	11
議案第67号	平成30年度小松市公債管理特別会計補正予算(第2号)……………	15
議案第68号	小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例について……………	19
議案第69号	小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の 一部を改正する条例について……………	25
議案第70号	小松市体育施設条例の一部を改正する条例について……………	29
議案第71号	工事請負契約について……………	35
議案第72号	財産の取得について……………	37
議案第73号	専決処分の承認を求めることについて……………	39
議案第74号	平成29年度小松市歳入歳出決算の認定について……………	45
議案第75号	平成29年度小松市公営企業会計決算の認定について……………	47
議案第76号	平成29年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について……………	49
報告第16号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	51

平成30年度小松市一般会計補正予算
(第3号)

平成30年度小松市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,526,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	16,120,000	300,000	16,420,000
	1 市民税	7,450,000	300,000	7,750,000
13	分担金及び負担金	174,580	2,280	176,860
	1 分担金	12,743	2,280	15,023
15	国庫支出金	7,411,380	55,050	7,466,430
	2 国庫補助金	3,030,352	55,050	3,085,402
16	県支出金	3,176,571	51,200	3,227,771
	2 県補助金	931,497	51,200	982,697
18	寄附金	298,136	48,530	346,666
	1 寄附金	298,136	48,530	346,666
20	繰越金	35,401	112,570	147,971
	1 繰越金	35,401	112,570	147,971
21	諸収入	702,678	92,000	794,678
	4 雑入	488,131	30,000	518,131
	5 受託事業収入	15,000	62,000	77,000
22	市債	6,104,000	78,400	6,182,400
	1 市債	6,104,000	78,400	6,182,400
	歳 入 合 計	45,786,200	740,030	46,526,230

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,253,471	14,900	3,268,371
	1 総務管理費	2,716,095	12,000	2,728,095
	3 戸籍住民基本台帳費	142,585	2,900	145,485
3	民生費	14,595,066	42,700	14,637,766
	1 社会福祉費	6,662,651	32,000	6,694,651
	2 児童福祉費	7,055,991	10,700	7,066,691
6	農林水産業費	1,068,930	41,900	1,110,830
	1 農業費	779,927	32,500	812,427
	2 林業費	251,087	9,400	260,487
7	商工費	971,779	121,500	1,093,279
	1 商工費	971,779	121,500	1,093,279
8	土木費	6,756,096	141,400	6,897,496
	2 道路橋りょう費	1,366,858	32,400	1,399,258
	3 河川費	273,326	25,000	298,326
	4 都市計画費	1,363,014	84,000	1,447,014
10	教育費	6,102,030	65,630	6,167,660
	1 教育総務費	682,586	630	683,216
	4 高等学校費	513,759	100	513,859
	5 社会教育費	1,304,613	8,700	1,313,313
	6 保健体育費	1,397,895	56,200	1,454,095
11	災害復旧費	1	12,000	12,001
	1 公共土木施設災害復旧費	1	12,000	12,001
12	公債費	6,289,700	300,000	6,589,700
	1 公債費	6,289,700	300,000	6,589,700
	歳 出 合 計	45,786,200	740,030	46,526,230

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 単 道 路 整 備 費	平成31年度	100,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北前船 歴史文化発信 プロジェクト費	11,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
小松駅 ターミナル プラン推進費	7,900			
放課後児童 クラブ 施設整備費	800			
カヌー競技 施設整備費	12,700			
こまつドーム 屋外運動場 改修費	7,500			
現年発生 公共土木施設 災害復旧費	4,000			
計	44,100			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良費	23,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	30,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
水利施設 改修費	4,900				9,300			
都市排水路 整備費	96,800				119,900			
計	6,104,000				6,138,300			

平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,162千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,459,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	繰越金	1	17,162	17,163
	1 繰越金	1	17,162	17,163
	歳 入 合 計	10,442,000	17,162	10,459,162

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	22,005	17,162	39,167
	1 償還金及び還付加算金	10,900	17,162	28,062
	歳 出 合 計	10,442,000	17,162	10,459,162

平成30年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第2号）

平成30年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,664千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,029,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	支払基金交付金	2,586,816	6,665	2,593,481
	1 支払基金交付金	2,586,816	6,665	2,593,481
8	繰越金	1	80,999	81,000
	1 繰越金	1	80,999	81,000
	歳 入 合 計	9,941,800	87,664	10,029,464

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	諸支出金	3,801	87,664	91,465
	1 償還金及び還付加算金	3,801	87,664	91,465
	歳 出 合 計	9,941,800	87,664	10,029,464

議案第67号

平成30年度小松市公債管理特別会計補 正予算（第2号）

平成30年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,489,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	6,286,700	300,000	6,586,700
	1 一般会計繰入金	6,286,700	300,000	6,586,700
	歳 入 合 計	9,189,100	300,000	9,489,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	9,189,100	300,000	9,489,100
	1 公債費	9,189,100	300,000	9,489,100
	歳 出 合 計	9,189,100	300,000	9,489,100

議案第68号

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように制定する。

小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、小松市議会議員及び小松市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用に係る公費負担)

第2条 前条の選挙における候補者は、第12条第1号に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営す

る者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、小松市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）

第4条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき、当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、

15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合
当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合
当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担)

第6条 第1条の選挙における候補者は、第12条第2号に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担)

第9条 第1条の選挙における候補者は、第12条第3号に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて

得た金額に310,500円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動に係る公費負担の限度額）

第12条 第2条、第6条及び第9条の規定により選挙運動に係る公費負担をする場合の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する金額とする。

- (1) 選挙運動用自動車を使用する場合 候補者1人について、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額
- (2) 選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額
- (3) 選挙運動用ポスターを作成する場合 候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
(小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成6年小松市条例第1号）
 - (2) 小松市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成20年小松市条例第1号）
 - (3) 小松市議会議員及び小松市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年小松市条例第2号）
(適用区分)
- 3 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される小松市議会議員及び小松市長の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された小松市議会議員及び小松市長の選挙については、前項の規定により廃止された同項各号に掲げる条例の例による。

議案第69号

小松市本社機能立地促進のための市税 の課税の特例に関する条例の一部を改 正する条例について

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例 に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例（平成28年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第3項中「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改める。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「平成38年3月31日」に改める。

第2条 小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第2項」を「第6条」に、「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）」に改める。

第3条の見出し中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「の税率」を削り、「となる年度」の次に「（以下この条において「初年度」とい

う。)」を加え、「小松市税条例(昭和34年小松市条例第10号)第65条の規定にかかわらず」を削り、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 課税免除
- (2) 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業 小松市税条例(昭和34年小松市条例第10号)第65条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。ただし、初年度においては、課税を免除する。

年度の区分	税率
第2年度(初年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。)	100分の0.467
第3年度(第2年度の翌年度をいう。)	100分の0.933

第4条の見出し中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条第1項中「不均一課税を受けようとする者」を「課税免除等を受けようとする者」に、「不均一課税を受けようとする各年度」を「当該年度」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

第6条(見出しを含む。)各号列記以外の部分中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条第1号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第2号中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例第3条の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の規定は、平成30年6月1日以後に同条例第3条第2項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除及び不均一課税について適用し、同日前に第2条の規定による改正前の小松市本社機

能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例第3条第2項に規定する特別償却設備を新設し，又は増設した者に係る不均一課税については，なお従前の例による。

議案第70号

小松市体育施設条例の一部を改正する 条例について

小松市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 小松市体育施設条例（昭和53年小松市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「小松市桜木体育館」を「小松市武道館」に改め、同表小松市弓道場の項を削る。

第5条中「小松市桜木体育館」を「小松市武道館」に改め、「小松市弓道場」を削る。

別表第1中「小松市桜木体育館」を「小松市武道館」に改め、同表小松市弓道場の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

施設名	区分		使用料の額（円）			
			午前	午後	1日	夜間
小松市木場湯 スポーツ研修 センター	個人	高校生以下	1回につき 100			
		一般	1回につき 200			
	専用	スポーツに使用する場合	480	720	960	960

		文化的行事に 使用する場合	2,500	3,700	4,900	4,900
		その他の場合	3,700	6,200	8,600	8,600
テニスコート	個人	高校生以下	1回につき 100			
		一般	1回につき 200			
	専用 (1コート)	高校生以下	1回につき 250			
		一般	1回につき 500			
第一研修室			360	600	840	840
第二研修室	A室		360	600	840	840
	B室		360	600	840	840
	A室及びB室		600	840	1,200	1,200
第三研修室	A室		240	360	480	480
	B室		240	360	480	480
	A室及びB室		360	600	840	840
和室			240	360	480	480
小松市念仏林 グラウンド	チーム	高校生以下	240 (午前9時以前及び			
		一般	480 午後5時以後のみ)			
	専用(1面)	高校生以下	300	420	600	
		一般	600	840	1,200	
小松市武道館	個人	高校生以下	1回につき 100			
		一般	1回につき 200			
	専用	高校生以下	1,200	1,900	2,500	2,500
		一般	2,500	3,700	4,900	4,900
		スポーツ以外	3,700	4,900	6,200	6,200

剣道場	個人	高校生以下	1回につき 100			
		一般	1回につき 200			
	専用	高校生以下	1,200	1,900	2,500	2,500
		一般	2,500	3,700	4,900	4,900
柔道場	個人	高校生以下	1回につき 100			
		一般	1回につき 200			
	専用	高校生以下	1,200	1,900	2,500	2,500
		一般	2,500	3,700	4,900	4,900
弓道場	個人	高校生以下	1回につき 100			
		一般	1回につき 200			
	専用	高校生以下	1,200	1,900	2,500	2,500
		一般	2,500	3,700	4,900	4,900
ミーティングルーム			360	600	840	840
会議室			360	600	840	840
控室			360	600	840	840

備考

- この表において「1回」とは、2時間とする。
- 小松市武道館の使用面積が2分の1以下の場合の使用料の額は、それぞれこの表に定める使用料の半額とする。
- 本市に住所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、それぞれこの表に定める使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、個人使用の場合は除く。
- 使用者が宿泊する場合は、1人1泊500円とする。
- 冷暖房の使用料は、各室1時間200円とする。
- 使用の単位が1時間として定められている場合において、使用時間

が1時間に満たないときは1時間とし、当該使用時間が1時間を超える場合において、1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は1時間に切り上げる。

別表第3中「小松市桜木体育館」を「小松市武道館」に改める。

第2条 小松市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「	小松市鶴ヶ島グラウンドゴルフ場	小松市鶴ヶ島町甲47番地1	」を
「	小松市鶴ヶ島グラウンドゴルフ場	小松市鶴ヶ島町甲47番地1	」に
	小松市梯川ボートハウス	小松市小島町ヲ32番地1	

改める。

第5条中「小松市武道館」を

「小松市武道館

小松市梯川ボートハウス」に改める。

別表第1中

「	小松市鶴ヶ島グラウンドゴルフ場	午前5時から日没まで	」を
「	小松市鶴ヶ島グラウンドゴルフ場	午前5時から日没まで	」に
	小松市梯川ボートハウス	午前8時から午後6時まで	

改める。

別表第2中

「	小松市武道館	控室	360	600	840	840	」を
---	--------	----	-----	-----	-----	-----	----

「	小松市武道館	控室	360	600	840	840
	小松市梯川ボートハウス	ミーティング ルーム	360	600	840	840

」に

改める。

別表第3中

「	付 属 設 備 等 使 用 料	小松市木場潟スポー ツ研修センター	照明	1コート・ 1時間	200

」を

「	付 属 設 備 等 使 用 料	小松市木場潟スポー ツ研修センター	照明設備	1コート・ 1時間	200
		小松市梯川ボートハ ウス	音響・映像設備	1式・1回	200

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年1月1日から、第2条の規定は同年3月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の小松市体育施設条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大倉岳高原スキー場第3（旧第4）リフト改築工事
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル）
- 3 契約金額 金268,920,000円
- 4 契約の相手方 長野県長野市北尾張部145番地
日本ケーブル株式会社 長野支店
執行役員長野支店長 小澤 弘一

議案第72号

財産の取得について

小松市の消防施設整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 高規格救急車 |
| 2 取得する価格 | 金31,590,000円 |
| 3 契約の相手方 | 金沢市浅野本町口128番地
株式会社日産プリンス金沢
代表取締役 小杉 雄二 |

議案第73号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決第4号 平成30年度小松市一般会計補正予算（第2号）

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年7月13日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成30年度小松市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度小松市一般会計補正予算 (第2号)

平成30年度小松市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,786,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
20	繰越金	28,401	7,000	35,401
	1 繰越金	28,401	7,000	35,401
	歳 入 合 計	45,779,200	7,000	45,786,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,246,471	7,000	3,253,471
	1 総務管理費	2,709,095	7,000	2,716,095
	歳 出 合 計	45,779,200	7,000	45,786,200

議案第74号

平成29年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年度小松市一般会計歳入歳出決算

平成29年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

平成29年度小松市産業団地事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第75号

平成29年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年度小松市水道事業会計決算

平成29年度小松市下水道事業会計決算

平成29年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第76号

平成29年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり平成29年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

786,259,962円

2 未処分利益剰余金の処分

(1) 減債積立金への積立て

20,000,000円

(2) 建設改良積立金への積立て

200,000,000円

(3) 震災対策積立金への積立て

260,000,000円

(4) 資本金への組入れ

270,000,000円

3 翌年度繰越利益剰余金の額

36,259,962円

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により，平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は，実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	16.0％
将来負担比率	162.0％

2 資金不足比率

（「－％」は，資金の不足額がないことを示す。）

小松市産業団地事業特別会計	－％
小松市水道事業会計	－％
小松市下水道事業会計	－％
国民健康保険小松市民病院事業会計	－％